

徳島県告示第七百十二号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和四年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 ニ・（三・メトキシフェニル）・ニ・「（プロパン・ニ・イル）アミノ」シクロヘキサン・一・オン（通称 MXipr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・一・（五・メチルチオフェン・ニ・イル）プロパン・ニ・アミン（通称 五・MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- 3 化学名 ニ・（二・（四・エトキシベンジル）・一・H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル）・N、N・ジエチルエタン・一・アミン（通称 Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- 4 化学名 N・（一・アミノ・三・三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル）・一・ヘキシル・一・H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 ADB・HEXINACA、ADB・HINACA）及びその塩類
- 5 化学名 N・（一・アミノ・一・オキソ・三・フェニルプロパン・ニ・イル）・一・ブチル・一・H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 APP・BINACA、APP・BUTINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和四年十二月二十三日